

## 東京農業大学利益相反ポリシー

### (1) 目的

東京農業大学（以下、「本学」という。）は、教育と研究をその使命とする。この使命を果たすべく、本学の職員（東京農業大学利益相反行為防止規程第2条に対象者を規定、以下「職員」という。）は、誠実かつ忠実に職務を遂行する義務を負う。

一方、今日の大学には、研究成果の活用による積極的な社会貢献が、今まで以上に求められている。とりわけ、新技術・新事業・新たな経営手法が課題になっていることから、産学官連携による大学の研究成果の社会還元への期待が高まっている。また、研究者等が立法や行政施策の立案等に関し、専門的見地から様々な助言等を行なうことも、期待されているところである。このような産学官連携による研究等は、大学の本来の使命になっている。

しかし、産学官連携を進める過程においては、連携の結果、職員が企業等の関係で有することになる利益や負うこととなる義務が、大学がその使命に基づき職員に求める義務（大学の利益）と衝突する場合も生じうる。これが、利益相反（いわゆる責務違反を含む）といわれる状況である。

利益相反行為を放置し、大学としての使命をないがしろにすることは、許されることではない。そこで本学は、産学官連携の推進に当たり、利益相反の問題について本学及び職員が取組むべき姿勢と対処するための体制を、利益相反ポリシーとして内外に明らかにするものである。

### (2) 利益相反ポリシーの基本的な考え方

本学は、産学官連携による研究成果の社会還元を積極的に推進すると共に職員の産学官連携活動を奨励する。

しかしながら、その過程で生じる利益相反による大学の使命・利益の侵害は防止しなければならない。そこで本学は、産学官連携を公正かつ効率的に推進するために、職員の利益相反行為を防止し、万一生じた利益相反行為を解決するため利益相反ポリシーを設けることとした。

本学は、産学官連携のパートナーとなる産業界や行政、さらには社会全体に対しても、利益相反ポリシーの理解と協力を求める。そのような理解と協力の下、利益相反行為を防止しつつ、円滑に産学官連携を推進することを期待するものである。

### (3) 利益相反ポリシーのルール

職員は、産学官連携に携わるに当たって、産学官連携に伴う個人的な利益や提携先の

利益等を優先する結果、大学の本来の使命である教育・研究をおろそかにするようなことがあってはならない。また、そのような利益相反行為がなされているとの疑いを持たれないように努めなければならない。

以上のような義務は、職員に課されるべき義務であり、ルールであると考えられる。そのため、次項に示す利益相反行為を防止し、適切に対処するための体制を、構築・遵守することとする。

#### (4) 利益相反行為を防止し、対処するための体制

##### ア 利益相反行為防止規程の制定

(ア) 利益相反行為防止規程を制定し、利益相反行為に当たる行為を規定する。

(イ) 利益相反行為防止規程の付表 1「利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール」(以下「セーフ・ハーバー・ルール」という。)により、利益相反行為に当たらないとされる場合を規定し、利益相反マネジメントの効率化を図る。

##### イ 利益相反委員会の設置

(ア) 利益相反行為防止規程に基づき、利益相反委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(イ) 委員会の委員は、全学審議会の承認を得て学長が任命する。委員には、法律・会計の専門家や識者等の学外の第三者も含めることとする。

(ウ) 委員会は、法令、本学の諸規則諸規程に基づき、利益相反行為に関する施策の決定、セーフ・ハーバー・ルールの改廃等、利益相反ポリシーを実行するために必要な事項を行う。

(エ) 委員会は、利益相反防止規程に違反する職員の利益相反行為につき、職員の自己申告や本人との面談等の調査に基づき、法令、本学の諸規則諸規程、利益相反ポリシー、セーフ・ハーバー・ルール、委員会の審査先例に従って審査を行い、大学の利益を守るための措置の原案を作成する。なお、職員に対して将来に向けた不利益処分を課す措置の原案を作成する場合には、適正な手続きを経なければならない。委員会の原案に基づき、学長が不利益処分の決定を行なう。

##### ウ 産学官連携に携わる職員による情報の開示

(ア) 職員は、産学官連携における利益相反問題をチェックするために必要最小限な範囲で定められた一定の情報を、自己申告書に記載して、委員会に提出する。

(イ) 職員が提出した自己申告書は、プライバシー等に係わる部分を除き、情報公開制度に従って公開する。

以上